

哺乳類，鳥類，爬虫類以外の動物を使用する動物実験等の取扱い

(平成 19 年 4 月 10 日神戸大学動物実験委員会了承)

(平成 23 年 10 月 1 日一部改正，平成 23 年 9 月 6 日神戸大学動物実験委員会了承)

(平成 25 年 4 月 1 日一部改正，平成 25 年 3 月 28 日神戸大学動物実験委員会了承)

(平成 27 年 4 月 1 日一部改正，平成 27 年 3 月 5 日神戸大学動物実験委員会了承)

(平成 31 年 4 月 1 日一部改正，平成 31 年 2 月 6 日神戸大学動物実験委員会了承)

神戸大学動物実験実施規則第 36 条の規定により，本学において実施される哺乳類，鳥類，爬虫類以外の動物を使用する動物実験等の取扱いについて，次のとおり定める。

1. 哺乳類，鳥類，爬虫類以外の動物を使用する動物実験等については，実験動物の動物種，匹数，実験の概要，飼養保管施設・実験室の構造，動物の逃亡防止策及び逃亡時の対策確認のため「哺乳類，鳥類，爬虫類以外の動物を使用する動物実験実施届」により事前に学長に届け出ること。
2. 届出済みの実験について、終了又は中止した場合は、「哺乳類，鳥類，爬虫類以外の動物を使用する動物実験（終了・中止）報告書」により学長に報告すること。
3. 届出済みの実験について、1年を超えて実験を行う場合は、「哺乳類，鳥類，爬虫類以外の動物を使用する動物実験更新届」により毎年学長に届け出ること。
4. 届出済みの実験について、実験内容に変更がある場合は「哺乳類，鳥類，爬虫類以外の動物を使用する動物実験変更届」により学長に届け出ること。
5. 実験動物の逃亡防止策及び逃亡時の対策を講ずること。
6. 特定外来生物等の規制対象の実験動物を使用する場合は，関連機関等からの許可証又は届出済証等の写しを提出すること。
7. この取扱いは，平成 31 年 4 月 1 日から実施する。